

次年度以降の取組の方向性（案）

令和 5 年 11 月 20 日

次年度以降の取組の方向性（案）

多様な大都市制度の早期実現に向けて、引き続き指定都市市長会の場で次のような事項について議論を進め、具体的な行動に移していく。

- 多様な大都市制度の早期実現に向けて、指定都市がどのように一丸となって取組を実施するのかを議論する。
- 総務省や国会議員、経済団体などに対して、どのタイミングでどのような内容を、戦略的に働きかけていくのかを議論し、優先度も考慮しながら、効果の高い関係者に対し、より具体的な活動を進める。
- 次期地方制度調査会での調査審議事項に大都市制度に関する内容を盛り込むよう国等に働きかけを行っていく。

次年度以降の取組の方向性（案）

参考：特別市の法制化に向けて、働きかけが必要な関係者と活動例

	関係者	具体的な活動例
1	国（総務省）	具体的な提言活動、大臣との意見交換、各市独自要望次期地方制度調査会の調査審議事項への働きかけ
2	国会議員	議員連盟の設立に向けた働きかけ 指定都市を応援する国会議員の会への働きかけ 各市地元選出国会議員への要請など
3	経済団体	経団連、経済同友会等との連携 共同提言に向けた働きかけ
4	指定都市市議会	各市市議会における特別市への理解促進
5	地元団体	地元団体の理解促進と機運醸成
6	地方6団体	道府県や他の市町村への利点など特別市への理解促進
7	道府県	道府県や他の市町村への利点など特別市への理解促進 指定都市と道府県が共同して調査・研究
8	道府県議会	道府県や他の市町村への利点など特別市への理解促進
9	その他（令和臨調など）	特別市への理解促進